

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和3年2月5日（金）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議案 第 4 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和3年2月5日(金)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	13名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
会長職務代理者	11番	北田 直喜	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	4番 米澤 陽一
	5番	住田 賀津彦	6番 関口 卓司
	7番	大崎 章博	8番 金坂 隆男
	9番	高橋 順子	12番 谷越 彦茂
	13番	石坂 誠一	
5. 総会に欠席した農業委員の数	1名		
	10番	松田 治之	
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	2名		
	片貝地区	山城 良昭	経田地区 経田 高久
7. 議事録署名委員			
	13番	石坂 誠一	1番 稗苗 史絵
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	山本 浩司	庶務係長 明石 主計
	主任	井口 健太郎	主事 岡崎 哲也
	主事	横田 悠介	

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和2年度2月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、13番石坂委員、1番稗苗委員にお願いいたします。

議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する

意見決定についてご説明します。

2 ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は2件ございます。

転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。それでは3 ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第4号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 現地を確認してきました。申請地の墓の横には、後ろの田へ進入する搬入口があります。その搬入口を作る際に、申請地の違反転用が判明したとのことでした。

会長職務代理： 続きまして、2番の案件について担当確認委員から説明をお願いします。

14番： 申請地は道路から上水道管を引き込む部分が特殊な形状をしています。その土地を使用するにあたり、隣接の共同住宅との権利関係が懸念されます。その点を事務局に確認していただければ、問題ないかと思えます。

事務局： 確認しておきます。

会長職務代理： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

8番： 水路の蓋かけはどのようにするのですか。市道沿いの水路ですが施工は誰がするのでしょうか。

事務局： コンクリートとグレーチングの蓋かけをします。工事は共同住宅の施工業者が行います。

7番： 申請地への進入路は市道側以外にもありますか。

事務局： 申請地西側の県道側にも進入路を作る計画です。進入路予定地の地目は宅地なので、農地転用は必要ありません。

会長職務代理： その他にご意見はありませんか。

会長職務代理： 無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

会長職務代理： 異議が無いようですので、議案第4号は意見決定いたします。

議長： 議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は2件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは6ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第5号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

会長職務代理： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

14番： 1番の案件については、4条で説明した通りです。2番につきましては、借受人が実家の近くに住み、田を耕作するということです。

会長職務代理： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

7番： 親子間での使用貸借権設定はできるのでしょうか。賃料はどのようなのですか。

事務局： 設定は可能です。使用貸借ですので賃借料はかかりません。

会長職務代理： 他に意見はございますか。

(「無し」の声あり)

会長職務代理： それでは申請通り意見決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

会長職務代理： 異議が無いようですので、議案第5号は意見決定いたします。

議長： 議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。

なお、本議案には米澤委員、宮坂委員、北田委員に関わる案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事には参加できませんので、退席いただきます。

(米澤委員、宮坂委員、北田委員退席)

8ページからが一覧表になります。

多くが権利の再設定になりますが、一部新規として株式会社〇〇が使用貸借で契約を結んでいます。株式会社〇〇はアグリ事業部としてワイン用葡萄の栽培等の事業を始められます。一般法人ですが、利用権設定の要件を満たしております。

その他の案件についても、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

6番： 利用権設定の期間が29年というものがありますが、問題ありませんか。

事務局： 当事者間で合意済みですので問題ありません。

7 番： 株式会社〇〇は一般企業ですが、問題ありませんか。

事務局： 株式会社〇〇は農地を取得することはできませんが、農地を借りる
利用権設定の要件は満たしておりますので、問題ありません。

2 番： 役員改選等で利用権設定の要件を満たさなくなった場合はどうなる
のですか。

事務局： 要件を満たさなくなった場合、解約となります。一般法人が農地を
借りた場合、毎年農地の利用状況を農業委員会へ報告することになっ
ております。

議長： 他に意見はありませんか。

(「無し」の声あり)

議長： それでは申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第 6 号は決定いたします。

(米澤委員、宮坂委員、北田委員入室)

議長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務
局より説明して下さい。

- 事務局： ・人・農地プラン地区説明会の開催状況について
- ・大雪被害に関する補助について
 - ・農地の権利取得後における下限面積要件の変更（案）について
→（案）について委員了承。
 - ・魚津市農業者意見交換会について
 - ・令和 2 年度農業委員会研修会について
 - ・農地利用最適化業務活動日誌の作成及び提出について
 - ・農業委員会親交会費の支出（慶弔費）について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 4 時00分】

【別添】

農地法第4条調査書

議案第4号 受付番号1番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね12haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業実施区域内農地であり、農地の区分は第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	既存墓地が山地にあり管理が行き届かないことから、申請地に移転する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら墓地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、墓地を建設するにあたり、市民課に墓地経営許可申請書を提出されており、許可見込みがあることを確認しています。	
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、墓地敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は墓地として利用する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	生活雑排水は発生せず、雨水については、隣接の用悪水路へ排水する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第4条調査書

議案第4号 受付番号2番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（4ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	申請地から半径約1.5キロ圏内には商業施設や市役所などがあり、主要道路へのアクセスも良く、生活環境が整っています。子育て世代や社員寮からの転居者、転勤族など幅広い年代層からの問い合わせがあり、その需要に応え、共同住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画ではありますが、申請書に融資可能証明書を添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可申請を提出する予定で、許可見込みがあります。	
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は共同住宅を建設する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界はコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。雨水は敷地内に新設する側溝を經由し、調整池に集水します。オリフィス柵で流量調整をした後、隣接の用悪水路へ排水する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（4ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	申請地から半径約1.5キロ圏内には商業施設や市役所などがあり、主要道路へのアクセスも良く、生活環境が整っています。子育て世代や社員寮からの転居者、転勤族など幅広い年代層からの問い合わせがあり、その需要に応え、共同住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、融資可能証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可申請を提出する予定で、許可見込みがあります。	
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界はコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。雨水は敷地内に新設する側溝を經由し、調整池に集水します。オリフィス柵で流量調整をした後、隣接の用悪水路へ排水する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号2番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、富山地方鉄道経田駅から概ね500m以内に位置する公共施設整備済区域の農地であり、第2種農地と判断します。 転用許可基準は代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	借受人は子ども2人と実家で同居をしていますが、長男が成人し住居スペースが手狭となっていることから、新たに住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、ローン事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は近くの水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		